

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）

※本文のみ

改 正	現 行
<p>制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p><u>最終改正 令和 5 年 11 月 8 日</u> <u>国自安第 99 号</u> <u>国自旅第 209 号</u> <u>国自整第 150 号</u></p>	<p>制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p><u>最終改正 令和 5 年 10 月 10 日</u> <u>国自安第 88 号</u> <u>国自旅第 189 号</u> <u>国自整第 130 号</u></p>
<p>第 21 条 過労防止等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第 2 項）</p> <p>① (略)</p> <p>② 「その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所」とは、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で 2km の範囲内の場所をいう。<u>ただし、法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。）者において遠隔点呼が行われることとされている場合にあつては、この限りではない。</u></p> <p>③ 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは、3 年以上（特定旅客自動車運送事業者及び法人タクシー事業者にあつては 1 年以上）とする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合の睡眠施設（第 3 項）</p> <p>① (略)</p> <p>② 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使</p>	<p>第 21 条 過労防止等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第 2 項）</p> <p>① (略)</p> <p>② 「その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所」とは、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で 2km の範囲内の場所をいう。<u>ただし、一般乗合旅客自動車運送事業者については、原則として営業所又は自動車車庫に休憩施設及び睡眠・仮眠施設を併設すること。</u></p> <p>③ 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは、3 年以上（特定旅客自動車運送事業者にあつては 1 年以上）とする。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合の睡眠施設（第 3 項）</p> <p>① (略)</p> <p>② 「整備」とは、施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使</p>

用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは3年以上（特定旅客自動車運送事業者及び法人タクシー事業者にあつては1年以上）とする。「確保」とは、ホテルを予約するなど一時的な使用権原を有することをいう。

③ ～④（略）

第36条 運転者の責任等

(1)～(3)（略）

(4) 第2項の趣旨は、法人タクシー事業において、運行の安全と旅客サービスを確保するため、従業員に対する指導教育の徹底を期することとしたもので、一般乗用旅客自動車運送事業者は、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、新たに雇い入れた者に対しては、保安関係及び旅客サービス関係の事項について、雇入れ後少なくとも10日間の指導を行った後でなければ、運転者として選任し及び乗務させてはならないこととしたものである。

(5) 第2項の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

①（略）

② 本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第4項（保安関係）並びに第39条（旅客サービス関係）の各事項について行われることが必要であつて、旅客サービス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき法人タクシー事業者が定める指導要領によることとなるが、本項による指導は、保安関係と旅客サービス関係の双方について行われる必要があり、いずれか一方の指導のみでは本項の指導を行ったことにはならない。

(6)（略）

第38条 運転者の責任等

(1)～(4)（略）

(5) 運転者として雇い入れることを内定した者に対して、雇入れの前に初任診断を受診させた場合であっても、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。また、法人タクシー事業者におけるいわゆる養成運転者のように雇い入

用権原を有することをいう。この場合において、「一定期間」とは3年以上（特定旅客自動車運送事業者にあつては1年以上）とする。「確保」とは、ホテルを予約するなど一時的な使用権原を有することをいう。

③ ～④（略）

第36条 運転者の責任等

(1)～(3)（略）

(4) 第2項の趣旨は、一般乗用旅客自動車運送事業において、運行の安全と旅客サービスを確保するため、従業員に対する指導教育の徹底を期することとしたもので、一般乗用旅客自動車運送事業者は、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、新たに雇い入れた者に対しては、保安関係及び旅客サービス関係の事項について、雇入れ後少なくとも10日間の指導を行った後でなければ、運転者として選任し及び乗務させてはならないこととしたものである。

(5) 第2項の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

①（略）

② 本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第4項（保安関係）並びに第39条（旅客サービス関係）の各事項について行われることが必要であつて、旅客サービス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者が定める指導要領によることとなるが、本項による指導は、保安関係と旅客サービス関係の双方について行われる必要があり、いずれか一方の指導のみでは本項の指導を行ったことにはならない。

(6)（略）

第38条 運転者の責任等

(1)～(4)（略）

(5) 運転者として雇い入れることを内定した者に対して、雇入れの前に初任診断を受診させた場合であっても、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。また、一般乗用旅客自動車運送事業者におけるいわゆる養成運転者のよ

れた時点で第二種運転免許を取得していない者に対して、養成期間中に初任診断を受診させた場合には、初任診断を受診させたものとする。

(6)～(23) (略)

第 47 条の 2 安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模

本条は、法第 22 条の 2 の規定に基づく安全管理規程の設定等の義務付けが除外される旅客自動車運送事業者の事業の規模を、事業の種別に応じて規定したものである。

法第 22 条の 2 及び本条により、安全管理規程の設定等が義務付けられる旅客自動車運送事業者の規模は、事業の種別に応じて次の表に掲げるとおりである。

事業の種別	安全管理規程の設定等が義務付けられる者
一般乗合旅客自動車運送事業（法第 35 条第 1 項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものに限る。）	全ての者
一般乗合旅客自動車運送事業（上記のものを除く。）	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を 200 両以上有する者
一般貸切旅客自動車運送事業	全ての者
特定旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を 200 両以上有する者
<u>法人タクシー事業</u>	<u>法人タクシー事業</u> の用に供する事業用自動車を 200 両以上有する者

なお、同一事業者で複数の事業の事業用自動車を有する場合であって、表各項のいずれかに該当する者は、安全管理規程の設定等が義務付けられることとなる。

うに雇い入れた時点で第二種運転免許を取得していない者に対して、養成期間中に初任診断を受診させた場合には、初任診断を受診させたものとする。

(6)～(23) (略)

第 47 条の 2 安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模

本条は、法第 22 条の 2 の規定に基づく安全管理規程の設定等の義務付けが除外される旅客自動車運送事業者の事業の規模を、事業の種別に応じて規定したものである。

法第 22 条の 2 及び本条により、安全管理規程の設定等が義務付けられる旅客自動車運送事業者の規模は、事業の種別に応じて次の表に掲げるとおりである。

事業の種別	安全管理規程の設定等が義務付けられる者
一般乗合旅客自動車運送事業（法第 35 条第 1 項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものに限る。）	全ての者
一般乗合旅客自動車運送事業（上記のものを除く。）	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を 200 両以上有する者
一般貸切旅客自動車運送事業	全ての者
特定旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を 200 両以上有する者
<u>一般乗用旅客自動車運送事業</u>	<u>一般乗用旅客自動車運送事業</u> の用に供する事業用自動車を 200 両以上有する者

なお、同一事業者で複数の事業の事業用自動車を有する場合であって、表各項のいずれかに該当する者は、安全管理規程の設定等が義務付けられることとなる。

第 47 条の 9 運行管理者等の選任

- (1) (略)
(2) (略)
① ~② (略)
③ 法人タクシー事業者の事業用自動車の運行を管理する営業所

事業用自動車の数	運行管理者数
5 両以上 39 両まで	1 人
40 両~79 両	2 人
80 両~119 両	3 人
120 両~159 両	4 人
160 両~199 両	5 人
200 両~239 両	6 人
240 両~279 両	7 人

(略)

(3) ~ (9) (略)

附 則 (令和 5 年 11 月 8 日付け国自安第 99 号、国自旅第 209 号、国自整 150 号)
改正後の通達は、令和 5 年 11 月 8 日から施行する。

第 47 条の 9 運行管理者等の選任

- (1) (略)
(2) (略)
① ~② (略)
③ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所

事業用自動車の数	運行管理者数
5 両以上 39 両まで	1 人
40 両~79 両	2 人
80 両~119 両	3 人
120 両~159 両	4 人
160 両~199 両	5 人
200 両~239 両	6 人
240 両~279 両	7 人

(略)

(3) ~ (9) (略)

(新設)